伊達市空き家除却費補助金
補助金額確認シート

【補助金額】
基 本 額 ：【一般空き家】　除却費の３／10以内、上限30万円
（RC造等の場合、上限60万円）
【不良空き家】　除却費の７／10以内、上限70万円

加 算 額 ：以下の加算要件に該当する場合、１項目につき
5万円（一般空き家のみ）

補助金額合計：【一般空き家】　最大40万円
（RC造等の場合、最大70万円）
【不良空き家】　最大70万円

	加算要件
□	①　昭和56年５月31日以前の旧耐震基準で建てられた空き家の除却
□	②　市街化調整区域（北海道都市計画法施行条例で指定する区域を除く）の空き家の除却

不良空き家の判断は、事前相談もしくは申請受付後に市が確認（原則、現地確認）し、法律で定める基準により決定します。